

部局名	健康福祉部	所属名	生活支援課	所属長名	中台 章記	電 話	483-1151 内線3240
-----	-------	-----	-------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（PLAN）

コード	3178		事務事業名称	生活保護総務事業						短縮コード	経常	3178	臨時	3527
予算区分	会計	01	一般会計	款	03	民生費	項	03	生活保護費	目	01	生活保護総務費		
区 分	☐ 自治事務 ☒ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等		生活保護法 八千代市生活保護法施行規則 生活保護費補助金交付要綱							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）														
第2次大戦後の戦災者，引揚者，失業者などの急増により臨時的応急措置として昭和21年，生活困窮者緊急生活援護要綱が実施され同年，旧生活保護法が制定され，社会情勢の変化から昭和25年に現在の生活保護法（拡充強化）にいたる。八千代市においては昭和42年，市制施行とともに実施する。 生活保護事業に付随する事務であり，生活保護に係る総括的な事務である。														
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測					総合計画の施策体系	6本の柱（章）	01	第1章健康福祉都市をめざして						
国の機関委任事務から平成12年、法定受託事務（地方分権一括法）へ変更される。ここ数年経済事情の悪化、低迷による失業者の増加、また都市化、核家族化による相互扶助の意識が低下傾向にある。						大項目（節）	02	第2節社会福祉						
						中 項 目	05	5. 低所得者福祉						
						小 項 目	01	(1) 自立の支援						
						細 項 目	01	①相談助言の充実						
02	②就労の支援													
					実施計画の計画事業									
計画事業の位置付けの有無				☐	計画事業期間		～			計画事業費		千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（DO）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	常住人口（年度末）						
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成23年度に実際に行ったこと： 相談に応じ、その世帯の自立を助長するため他法他施策などの必要な助言を行い、真に最低生活維持困難な場合は保護の申請を受け、その世帯の稼働能力の可否を判断するとともに、稼働能力を有する者については、就労支援プログラムを積極的に活用し、就労支援員の指導のもと就労に結びつけるよう支援する。また、利用し得る資産、収入、扶養義務者からの援助の可否などの調査を行い、保護の決定をし、その世帯の状況及び必要に応じて扶助費を決定、給付を行う総括的な事務を行った。						
	※平成24年度に計画していること： 平成23年度と同様						
意図 （何を狙っているのか）	1. 健康で文化的な生活が送ることができる 2. 自活した生活が送ることができる						
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外						
区 分			単位	22年度	23年度		24年度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	常住人口（年度末）	人	189,928	196,400	192,884	199,500
	指標2						
	指標3						
活動指標	指標1	相談面接件数	件	1,183	1,300	1,141	1,200
	指標2	被保護者	人	1,763	1,933	1,971	2,195
	指標3						
成果指標	指標1	保護率（年度末）	％	9.8	10.8	10.4	11
	指標2	保護開始件数	件	322	340	308	320
	指標3	保護廃止件数	件	192	200	211	200
上位成果指標	指標1						
	指標2						
	指標3						

コード		3178		事務事業名称		生活保護総務事業		所属名		生活支援課	
				単位	2 2 年度	2 3 年度			2 4 年度		
					実績	計画	実績	計画			
事業費 (A)	財源内訳	国		千円	9, 540	8, 131	8, 321	9, 031			
		県		千円	91	199	49	290			
		地方債		千円							
		一般財源		千円	17, 792	25, 507	23, 377	22, 264			
		その他		千円			1, 764				
	主な事業費の内訳				嘱託医報酬2, 595、委託料8, 993、使用料及び賃貸借料7, 024	嘱託医報酬2, 595、委託料9, 679、使用料及び賃貸借料6, 342	嘱託医報酬2, 595、委託料13, 228、使用料及び賃貸借料6, 342	嘱託医報酬2, 595、委託料13, 228、使用料及び賃貸借料6, 463			
人件費 (B)				千円	49, 278. 5	47, 981	47, 800. 9	51, 338. 6			
ト ー タ ル コ ス ト (A) + (B)				千円	76, 701. 5	81, 818	81, 311. 9	82, 923. 6			

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分		理 由					
目的 妥当 性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☐ 結び付いている		事業区分「法定受託事務」のため評価対象外					
			☐ 結び付くが見直しの余地がある							
			☐ 結びつきが弱い・ない							
			☒ 評価対象外事項							
	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している		事業区分「法定受託事務」のため評価対象外					
			☐ 達成していない							
			☒ 評価対象外事項							
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある		事業区分「法定受託事務」のため評価対象外					
			☐ 可能性はない							
			☒ 評価対象外事項							
	④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☐ 現状のままでよい		事業区分「法定受託事務」のため評価対象外					
			☐ 見直す必要がある							
☒ 評価対象外事項										
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－2、3を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☐ 有効性向上の可能性はある							
			☒ 効率性向上の可能性はある							
			☐ 両方可能性はある							
			☐ 可能性がない							
		⑤－2 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。		☐ 民間委託等		面接相談員等の活用など、業務の専門性に応じた人員配置を行うことにより事務作業の効率化を行うことができる。				
				☒ 再任用職員及び臨時的任用職員等の活用						
				☐ I T化等の業務プロセスの見直し						
				☐ 受益者負担の見直し						
				☐ 類似事業との統合・役割見直し						
				☐ 上記以外の方法						
		⑤－3 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）		☒ ある		面接相談員等の雇用にかかる費用の増加。なお、面接相談員について、募集をかけるが雇用に結びつかないのが現状である。				
	☐ ない									

コード	3178	事務事業名称	生活保護総務事業				所属名	生活支援課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			生活保護の申請増加に伴う事務処理を、迅速かつ的確に進めるため、面接相談員等の専門性のある非常勤職員を確保することが必要である。ケースワーカーの事務処理の負担を軽減させ、本来のケースワーク業務に重点を置くことができる体制をとることにより、生活保護受給者の早期の自立につながっていくものである。			
		☒ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止・休止								
☐ 事業完了								
☐ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			生活保護法に基づき、生活保護の適正実施に努めるためには、専門性のある非常勤職員の活用が必要となるため。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☒		
			不 変	☐	☐	☐		
低 下	☐		☐	☐				

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
相談者の視点、立場に立った相談面接を行い、また保護の実施にあっては適正に行うようとの議会意見もある。 生活保護制度の市民に対する周知を求める要望がある。									

所属長コメント	本市における保護受給世帯はここ数年増え続け、それに比例し扶助費の額も増加している。被保護者の方々への支援は、生活費の適正給付のみならず、様々な生活相談対応に加え、就労支援を始め指針に基づき自立のための各種支援プログラムを活用し、引き続き自立に向けた支援に努めたい。臨時的任用職員の起用についても、引き続き募集を継続し雇用に結びつけるよう努力する。								
評価調整委員会評価	☒ 改革改善して継続			費用対効果を検証したうえで、面接相談員等を確保し、迅速かつ効率的な事業の遂行に努めること。					
	☒ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止・休止									
☐ 事業完了									
☐ 現状のまま継続									